

介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付

●保険料の決定通知書をご確認ください

介護保険料と後期高齢者医療保険料のお支払い方法には、年金天引きによる方法(特別徴収)と現金納付や口座振替による方法(普通徴収)があり、状況によって納付方法が変わります。介護保険料は7月上旬を目途に、後期高齢者医療保険料は7月中旬を目途に保険料の決定通知書を送付します。保険料や納付方法をお知らせしますので、必ず確認をお願いします。



●現金納付の介護保険料・後期高齢者医療保険料がコンビニやスマートフォン決済で納付できます

現金納付となる方は、保険料の決定通知書に納付書が同封されます。令和5年7月発行分から納付書に**バーコード**が印字されるようになり、**提携するコンビニ**で納付ができるようになります。**夜間や土・日曜日・祝日にも納付**することができ、納付の際手数料はかかりません。

また、PayPayやLINE Payなどのスマートフォン決済アプリによる納付もできるようになります。バーコードを対象のスマートフォン決済アプリで読み取ることで手続きが開始されます。



■提携するコンビニ

MMK[※]設置店・くらしハウス・スリーエイト・生活彩家・セイコーマート・セブンイレブン・タイエー・デイリーヤマザキ・ニューヤマザキデイリーストア・ハセガワストア・ハマナスクラブ・ファミリーマート・ポプラ・ミニストップ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ヤマザキデイリーストア・ローソン・ローソンストア100

※MMK(マルチメディアキオスク)とは、バーコードを読み取りコンビニと同様の収納手続きが行える端末です。

■対応スマートフォン決済アプリ



〈スマートフォン決済アプリでの納付の注意事項〉

※スマートフォン決済アプリで納付した場合、領収書は発行されません。

領収書が必要な際は、金融機関や役場出納室、コンビニでの納付をお願いします。

※スマートフォン決済アプリで納付をした場合、お手元に納付書が残ります。

二重納付されないようご注意ください。

※アプリのダウンロードや利用時の通信料は、利用者負担となります。

■お取り扱いできない納付書

- 令和5年6月以前に発行されたもの
- 破損や汚れなどにより、バーコードが読み取れないもの
- バーコードの印字がないもの
- 金額を訂正したもの
- 納期限を過ぎたもの
- 納付金額が1件で30万円を超えるもの

★便利なコンビニ納付・スマートフォン決済をご利用いただき、期限内の納付をお願いします。

納期限までに保険料の納付がない場合は、条例の定めるところにより延滞金を加算して徴収することになります。

お問合せ●介護保険料⇒税務課収税係 ☎76-5402

後期高齢者医療保険料⇒住民課国保年金係 ☎76-5405

介護保険料は忘れずに納めましょう

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合う仕組みです。

介護や支援が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。



■令和5年度分の保険料

段階	対象者	月額	年額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税・老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税・前年の本人の公的年金収入+合計所得金額が80万円以下の方	1,410円	16,920円
第2段階	○世帯全員が町民税非課税・前年の本人の公的年金等収入+合計所得金額が80万円超120万円以下の方	2,350円	28,200円
第3段階	○世帯全員が町民税非課税・前年の本人の公的年金等収入+合計所得金額が120万円超の方	3,290円	39,480円
第4段階	○本人が町民税非課税(世帯に課税者有)・前年の公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方	4,230円	50,760円
第5段階 基準額	○本人が町民税非課税(世帯に課税者有) 前年の公的年金等収入+合計所得金額が80万円超の方	4,700円	56,400円
第6段階	○本人が町民税課税・前年の合計所得金額が120万円未満の方	5,640円	67,680円
第7段階	○本人が町民税課税・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	6,110円	73,320円
第8段階	○本人が町民税課税・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	7,050円	84,600円
第9段階	○本人が町民税課税・前年の合計所得金額が320万円以上の方	7,990円	95,880円

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402

後期高齢者医療保険制度の保険料率・軽減措置

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険制度の保険料の計算方法をお知らせします。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

■保険料率

保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直すように法律で定められています。千葉県の保険料率は次により計算されます。(保険料率は令和4年度と変更ありません)

所得割額 本人の所得×8.39%
(本人の所得に応じて計算)

+

均等割額 43,400円
(全員にかかる一定の額)

※賦課限度額66万円(保険料の上限)

■軽減措置

所得の低い方などの保険料を軽減する制度があります。

★所得に応じた軽減★

- 後期高齢者医療被保険者のいる世帯の所得合計額に応じて、**均等割額**が軽減されます。
- ※軽減される金額は段階があります。詳しくはお問い合わせください。

★社会保険などの扶養であった方への軽減★

- 後期高齢者医療制度に加入するまで、家族などの社会保険や共済保険などの扶養に入っていた方は、**所得割額はかからず、均等割額も5割軽減**されます。

※資格取得後24カ月のみ5割軽減

お問合せ●住民課国保年金係 ☎76-5405